### 特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1 カ年61.560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び (税込み・配送料実費)

入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和3年 **令和3年** (2021年) **6** 月 **30**日 (水)

No. 15444 1部377円 (税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061 [電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト https://www.chosakai.or.ip/

### 目 次

☆弁理士の眼 [198] ………………(1)

☆フラッシュ (特許庁人事異動) ………(7)

# 弁理士の眼

# 登録商標「滋賀新聞」取消審決取消請求事件

- 知財高裁令和2(行ケ)10095. 令和3年1月26日(2部)判決<請求棄却> -

牛木内外特許事務所 弁理十 牛 木 理 一

〔キーワード〕 要証期間(審判請求の登録後3年以 内)、指定商品第16類「新聞(印刷物)」・第9類 「電子新聞(電子出版物)」、商標の使用、印刷物 対電子出版物、商品の区分の判断、法律と政令 の対立

## 【事案の概要】

本件は、商標法50条1項に基づく商標登録取消審 判請求に対してこれを認めた審決の取消訴訟である。 争点は、以下の1に係る商標(以下、「本件商標」と いう。)の使用の有無である。

1 本件商標について

本件商標は、別紙のとおりの構成からなるもの



京都ブランチ (6名:うち弁理士4名)

神戸本部(66名:うち弁理士26名)

上海瀚橋専利代理事務所 (12名:うち専利代理人6名 )



創業 1926 年、貴社の特許、意匠、商標出願を先進国から新興国まで豊富な経験とスタッフでサポートします。

- ■URL: http://www.arco.chuo.kobe.jp/ ■E-mail:office@arco.chuo.kobe.jp
- ■神戸本部:〒651-0088 神戸市中央区小野柄通 7-1-1 日本生命三宮駅前ビル 5 F
- ■京都ブランチ:〒604-8225 京都市中京区蟷螂山町 481 京染会館4階
- ■上海潮橋:郵編200120 中国 上海市浦東新区東方路69号18階1809号室
- ■顧問:米国特許弁護士 マーク・アレマン 中国専利代理人 曹芳玲 他5名

TEL: 078-855-5539 TEL: 075-213-5600

TEL:+86-21-6415-8030